

議案第 36 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙案のとおり策定することについて、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭
和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

三次市長 福岡 誠志

総合整備計画書

広島県三次市甲奴町 小童辺地
(辺地の人口 140 人, 面積 3.7 km²)

1 辺地の状況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 三次市甲奴町
(2) 辺地の中心の位置 三次市甲奴町小童字大坪4106番1
(3) 辺地度点数 222点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該地区は、市の中心部から南東へ約 2.4 km に位置し、急峻な山間地に民家が点在している。本地区の生活道である市道小童 36 号線は、幅員が狭隘で車両同士のすれ違いが困難な状況であり、交通に支障をきたしている。

本市道を整備することにより、地域住民の安全性と利便性の向上を図るとともに、地域の生活環境の改善に努める。

3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度から令和 11 年度まで 4 年間

(単位: 千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
1 市町村道・橋梁 (市道小童 36 号線)	三次市	116,700		116,700	116,700
合 計		116,700		116,700	116,700